



市報

きよせ

No.1370

令和4年
(2022年)

毎月1日・15日発行

10月15日号

主な内容

②市の発展に貢献された方々を表彰
 ②11月6日(日) 秋の市内一斉清掃にご協力ください
 ④⑤特集 令和3年度一般会計決算の状況をお知らせします
 ⑧令和4年度 清瀬カレッジ (後期)

市ホームページはこちら↓



発行：清瀬市 編集：企画部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842 ☎042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp

マイナンバーカード・マイナポイントの申請はお済みですか？

コミュニティプラザひまわりでの マイナンバーカード申請サポート

マイナンバーカードを気軽に取得していただくため、市職員がマイナンバーカード用の顔写真を撮影し、申請手続きの支援を行います。

◆マイナンバーカードの申請から受け取りまでの流れ

- ①コミュニティプラザひまわりで写真撮影
- ②約1か月後、市から交付通知書（はがき）が届きます
- ③届いた交付通知書と本人確認書類を持参して本人が市役所本庁舎へ

【申請サポート期間】10月19日(水)～21日(金)午前10時～正午、午後1時～4時

場コミュニティプラザひまわり会議室102

持個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（個人番号通知カードを切り離した残り部分、または市や国で発行した申請書）

※紛失などの場合は、顔写真付き公的本人確認書類1点（運転免許証、パスポートなど）、または顔写真の無い本人確認書類2点（健康保険証、年金手帳など）を市民課、または松山・野塩出張所に持参してください。マイナンバーカードの申請用紙をお渡しします。

【注意事項】感染症予防のため、人数を制限する場合があります。開始日に集中することのないよう、分散来所へのご協力をお願いします。

問市民課住民係☎042-497-2037

マイナポイントを受け取るためには 令和4年12月末までに マイナンバーカードの申請が必要です！

マイナポイントの申請に必要なマイナンバーカードの申請期限が、令和4年12月末まで延長されました。ポイントの申請期限は令和5年2月末です。市役所本庁舎や携帯ショップで申請のサポートを行っていますので、ぜひご利用ください。

問市民課住民係☎042-497-2037または右記携帯ショップ

全国の携帯ショップでのマイナンバーカード・ マイナポイント申請サポート

今なら手軽に！

マイナポイントの申請も！

携帯ショップでマイナンバーカード申請

総務省委託事業として全国の携帯ショップでマイナンバーカード・マイナポイント申請のサポートを行っています。カードの申請を希望される方には写真撮影などのサポートを実施します。また、マイナンバーカードの申請書やスマートフォンをお持ちでない方でも申請が可能です（すべて無料）。この機会にぜひご利用ください。

◆マイナンバーカードの申請から受け取りまでの流れ

- ①対象の携帯ショップで写真撮影
- ②約1か月後、市から交付通知書（はがき）が届きます
- ③届いた交付通知書と本人確認書類を持参して本人が市役所本庁舎へ

持個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（個人番号通知カードを切り離した残り部分、または市や国で発行した申請書）

【申請サポート期間】令和5年3月下旬まで

◆マイナポイントの申請

持マイナンバーカード（4桁の暗証番号も必要）、ポイント付与を希望する決済サービスのIDなど（詳しくは下記へお問い合わせください）

【申請サポート期間】令和5年2月末まで

【清瀬市内の実施店舗】auショップ清瀬（元町1-8-2）、ソフトバンク清瀬（元町1-8-35）、ドコモショップ清瀬店（松山1-14-2）

※土・日曜日、祝日を含め、店舗営業時間内はいつでも受付可能ですが、電話予約のうえ来所されると手続きがスムーズです。定休日などは各店舗にお問い合わせください。スマートフォンをお持ちでない方や他社のスマートフォンを利用している方も気軽に近くのショップにお越しください。

問auショップ清瀬☎0800-700-0698、ソフトバンク清瀬☎042-492-5104、ドコモショップ清瀬店☎0120-460-805

みんなでなくそう！ 受動喫煙

たばこの煙は、たばこを吸う人だけでなく、周囲の人の生命及び健康にも悪影響を及ぼすことが明らかになっています。また、歩きたばこは、歩行者に火傷を負わせる可能性があります。特に小さな子どもは、たばこの火が顔の高さにくるので大変危険です。また、ポイ捨ては火災の原因にもつながります。

東京都及び清瀬市の受動喫煙防止条例では、ともに屋外や私有地は対象外となっています。しかし、市の条例では「喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう努めなければならない」とされており、都の条例ではこのことについて「周囲の状況に配慮しなければならない」と定められています。たばこを吸うときは、配慮義務が定められているこ

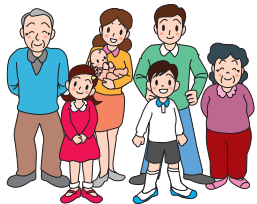
とを十分に意識してください。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

◆困っています！ ～市民の皆さんからの声～

「駅周辺の路上は禁煙なのに喫煙している」「路上で吸っているたばこの煙が部屋に入ってきて困る」「子どもの受動喫煙が心配」「隣のベランダで吸っているたばこのにおいが気になる」など

◆今一度自身の行動を見直しましょう

- ▶人通りの多いところで喫煙していませんか
- ▶子どものそばで喫煙していませんか
- ▶ベランダや庭での喫煙は、周囲の方の迷惑となっていませんか






受動喫煙防止やポイ捨てなどの不法投棄禁止のポスターを配布しています

左図のようなポスターをご希望の方は下記までお問い合わせください。なお、ポスターは、申請者が所有している、または管理できる場所に設置してください。
 問受動喫煙防止のポスターに関すること＝健康推進課成人保健係☎042-497-2076、不法投棄禁止のポスターに関すること＝環境課ごみ減量推進係☎042-493-3750

募集 きよせ健幸ポイント事業「参加するポイント」付与対象教室

健幸ポイント事業は、市民の皆さんの健康づくりを応援する事業で、「歩くポイント」や「測るポイント」のほか、対象教室に参加すると「参加するポイント」が貯まります。このたび、「参加するポイント」の対象教室を募集します。対象教室は、市ホームページ、データ登録拠点などで周知を行う予定です。



主な応募要件

対象期間

申込み・問合せ

①市民の健康づくりや健康意識の向上のための教室、イベントなどであること
 ②市民が主体となって運営する団体であること
 ③広く市民に周知して参加者を募集していること など

令和5年1月31日までに実施する教室、イベントなど
 10月31日までに電話で健康推進課成人保健係☎042-497-2076へ

引き続き
きよせ健幸ポイント事業の
参加者も募集中！



ヴァーチャルウォーキングラリー「ドイッ編」も実施中！

